

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月12日 15時30分ごろ
発生場所	沖縄県 ^{たけとみ} 竹富町竹富島西方沖 小浜 ^{こはま} 航路第3号立標から真方位260° 700m付近 (概位 北緯24° 18.8′ 東経124° 03.4′)
事故の概要	水上オートバイじえつとですよⅠは、北北東進中、また、水上オートバイじえつとですよⅢは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月26日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ じえつとですよⅠ、0.2トン 230-55316 沖縄、株式会社シンフォニーユニバース B 水上オートバイ じえつとですよⅢ、0.2トン 230-53584 沖縄、株式会社シンフォニーユニバース
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、特殊小型 同乗者B
負傷者	重傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 後部座席後方のグリップハンドルに亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力3、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人が操船するB船及びもう1隻の水上オートバイ（以下「C船」という。）と共に、C船、B船、A船の順に縦1列となり、約10km/hの速力（対地速力、以下同じ。）でB船の後方40m付近を北北東進していた。 船長Aは、A船の左舷後方を同航している旅客船を認め、同船がどこに行くのかと思い、左舷後方を見ながら操船していたところ、前方のB船が停船して漂泊していることに気付くのが遅れ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを後部座席に乗せ、A船の前方40m付近を約10km/hの速力で北北東進していたところ、船首方を航行していたC船の船長が、A船が遅れていることに気付いて停船したので、同様に減速して停船して漂泊した。 船長Bは、水上オートバイのエンジン音が聞こえたので後方を振り返ったところ、船尾方至近にB船に向かって接近するA船を認めたものの、至近に迫ったA船との衝突を避ける措置を採ることができない

	<p>まま、B船の船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、肋骨骨折等を負った。</p> <p>船長Bは、A船が停船して漂流しているB船と安全な距離を保って停船すると思い、船首方のC船を見ていたので、A船の接近に衝突直前まで気付かなかった。</p>
分析	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、左舷後方を同航していた旅客船の動向を見ながら同じ針路で航行していたことから、前方で停船して漂流しているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、A船が漂流しているB船と安全な距離を保って停船すると思い、船首方のC船を見て漂流を続けていたことから、船尾方至近にB船に向かって接近するA船を認めたものの、A船との衝突を避ける措置を採ることができないまま、後方から接近するA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船がA船の前方で漂流中、船長Aが、左舷後方の旅客船の動向を見ながら同じ針路で航行し、また、船長Bが、船首方のC船を見て漂流を続けていたため、A船とB船とが衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、他船の後方を航行する際、安全な距離を保っていても他船が減速したり、停船したりすることがあるので、特定の方向を見続けることなく、前方の他船の動静監視を行うこと。 ・水上オートバイの船長は、漂流中であっても、他船が接近してくる可能性を考慮し、全周にわたって見張りを行い、接近する他船を認めた場合は、機関を使用して移動するなど、余裕がある時機に衝突を避けるための措置をとること。